企業立地・本社移転 優遇制度のご案内

群馬県 未来投資・デジタル産業課

I 地域未来投資促進法 に基づく優遇措置

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的波及効果 を及ぼす地域経済を牽引する事業(地域経済牽引事業)を行う場 合、群馬県基本計画に沿った<u>「地域経済牽引事業計画」を作成し、</u> <u>知事の承認(および国の確認)を受けることで、優遇措置を活用</u> できます。

主な支援措置		内	容		
①地域未来投資促進 税制	承認された事業計画に基づいて行う設備投資に 係る減税措置				
(2024年度末まで)		対象設備	特別償却	税額控除	
		械装置・器具備品	40%	4 %	
		上乗せ要件を満たす場合	50%	5 %	
		中堅企業枠	50%	6 %	
	建筑	物・附属設備・構築物	20%	2 %	
	※要件等はP.3をご覧ください。				
②地方税の優遇制度 (一部市町村のみ)	土地・家屋・構築物の固定資産税課税免除 (3年間) 最低取得価格:合計取得価格 億円以上				
		農林漁業関連:5千万円			
〈適用される市町村〉 桐生市、沼田市、富岡市、安中市、榛東村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、 嬬恋村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町					
③各種融資制度	県	具制度融資、日本政策金融	融公庫の低	利融資	
④他事業との連携	l	事業計画の承認を受けた事 (一部)の申請をする際の			

地域未来投資促進法における計画承認等の流れ

群馬県 (基本計画)

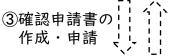
連絡調整

①事前相談、事業計画申請

②事業計画確認·承認

※工事着工前、資産取得前

事業者 (地域経済牽引事業計画)



4確認 ※資産取得前

国(関東経済産業局)

※地域未来投資促進税制や地方税の優遇制度を活用する場合には、国の確認申請が必要です。

地域経済牽引事業計画の承認要件(群馬県基本計画による)

【要件I:地域の特性を活用(①~⑨のいずれか)】

- ①輸送用機器(自動車、航空宇宙機器等)、電子部品(半導体等)、化学工業、業務用機器、プラスチック製品、 金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野
- ③公設試験研究機関等の知見を活用したデジタル分野
- ④アニメ、ゲーム、マンガ、映画等のデジタルクリエイティブ人材を活用したクリエイティブ関連分野
- ⑤医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑥長い日照時間や豊富な水資源・森林資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑦草津、伊香保、水上、四万などの温泉、スタジアム・アリーナ、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表 される歴史文化遺産、多様なイベントを開催できるGメッセ群馬等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化 ・まちづくり分野
- ⑧キャベツやほうれんそう、下仁田ねぎやコンニャクイモ、上州和牛などの牛肉、豚肉、生乳などの特産物を活用 した農林水産分野
- ⑨関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速道路網等の交通・物流インフ ラを活用した物流関連分野

【要件2:高い付加価値の創出】

·付加価值增加分:5,400万円超

【要件3:いずれかの経済的効果が見込まれること】

●取引額:2.6%增加 ●雇用者数:7.1%增加

●売上げ:2.6%増加 ●雇用者給与等支給額:7.3%増加

※事業計画は、5年を超えない範囲で作成可能です。

県への申請について

事業計画承認前に工事着工した建物や取得した設備資産等は、各種支援措置の対象と なりませんので、遅くとも2週間前までにご申請ください。

国への確認申請スケジュール

国への確認申請スケジュールは年間5回程度ですので、 資産取得前のタイミングで計画的に申請してください。

日程(2024年3月~2025年3月)	第38回		第39回	第40回	第41回	第42回
	右記以外	災害特例	2,100 1 12	210 10 11		
主務大臣把握のための 事前締め切り	3月5日	4月5日	7月1日	9月2日	月 日	12月17日
確認申請書の締め切り	4月1日	5月7日	7月26日	9月30日	II月27 日	1月22日
主務大臣による確認日	5月31日		9月30日	II月29 日	1月31日	3月24日

地域未来投資促進税制確認申請の要件

<課税特例の要件>

次の①~⑤を全て満たす必要があります。

① 先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く)

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上、または、投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等
- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上(※)
 - ※連結財務諸表を作成する親会社および連結子会社は、連結財務諸表における減価償却費を用いる。
- ④ <u>対象事業の売上高伸び率が</u>ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る<u>市場規模</u> の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率が5% 以上

〈上乗せ要件〉要件⑥⑦を満たす必要があります ※サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

- ⑥ 次の(ア) または(イ) のどちらかを満たすこと
 - (ア) 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
 - (イ)対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業 の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上
- ⑦労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率が5%以上

〈中堅企業枠〉

上記⑥(ア)(イ)⑦を全て満たした上で、下記⑧~⑩を全て満たすこと

- ⑧賃金水準・成長意欲が高い中堅企業
- ⑨設備投資額が10億円以上であること
- ⑩パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること

税制適用の主な注意点

- I.対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
- 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
- 3.対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は対象外です。
- 4.主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には対象外です。

【問合せ先及び申請書の提出先】

群馬県 産業経済部 未来投資・デジタル産業課

電話:027-226-3317

メール: miraitoushi@pref.gunma.lg.jp

【確認申請に係る問合せ先】

経済産業省 関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課

電話:048-600-0271

メール: bzl-kanto-mirai@meti.go.jp

Ⅱ 本社機能移転・拡充優遇制度

本社機能の移転・拡充を行う場合、「地方活力向上地域等 特定業務施設整備計画」を作成し、知事の認定を受けること で、優遇措置を活用できます。

地方拠点強化税制

◎オフィス減税 建物、附属設備、構築物の取得価額に応じた優遇制度

移転型 (東京23区からの移転)

特別償却25% または 税額控除7%

拡充型

(東京23区外からの移転or拠点の機能拡充)

特別償却15% または 税額控除4%

- 【適用要件】・建物等の取得価格が3,500万円(中小企業者は1,000万円)以上
- 【注意事項】・同一建物内に本社機能業務以外の部門(工場等)を有する場合、本社機能業務に係る 部分のみを床面積按分により算出
 - ・親会社が取得した施設に子会社が入居した場合は対象外
 - ・オフィス減税の対象となる取得価格は80億円が上限

◎雇用促進税制 対象施設における雇用者増加数に応じた優遇制度

移転型 (東京23区からの移転)

最大50万円/1人の税額控除 【追加特例】最大3年間にわたり 40万円/1人の税額控除

拡充型 (東京23区外からの移転or拠点の機能拡充)

最大30万円/1人の税額控除

【注意事項】・移転型の追加特例を除き、オフィス減税との同一年度における併用不可

・適用年度とその前事業年度、前々事業年度に事業主都合による離職者がいないこと

※税額控除を活用する場合、当期法人税額の20%が上限

地方税の優遇制度

税目	優遇内容	対象
不動産取得税	課税免除	移転型
法人事業税	1年目 = 1/2、2年目3/4、3年目7/8に減税	移転型
固定資産税	課税免除、不均一課税 ※一部自治体のみ	移転型 拡充型

※適用要件等の詳細は、各自治体へお問い合わせください。

対象施設

① 事務所:次に掲げる部門

	- 1, 7, 2
調査・企画部門	事業・製品の企画・立案や市場調査を行う
情報処理部門	自社の社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行う
研究開発部門	基礎・応用・開発研究 (設計・デザインを含む新製品の試作等) を行う
国際事業部門	貿易業務や海外事業の統括業務を行う
管理業務部門	総務、経理、人事その他の管理業務を行う
情報サービス部門	ソフトウェア開発、情報処理·提供サービス、映画·ビデオ制作、書籍 等の出版等の業務を行う
商業事業部門	事業所内において、電話やオンラインツールを活用して行われる営業・ 購買業務を行う
サービス事業部門	調査企画、情報処理、研究開発、国際事業その他管理の受託に関する 業務を行う

☆育児関連施設:特定業務施設において常時雇用する従業員の児童の保育等を行うため、特定

業務施設の新設にあわせて整備される保育施設等(オフィス減税の対象)

② 研究所:研究開発において重要な役割を担うもの

・工場内の研究開発施設も対象

③ 研修所:人材育成において重要な役割を担うもの

- ・事業や業務を管理、統括、運営している業務施設
- ・登記簿上の本店である必要はなく、実質的に本社機能を有している施設
- ・生産や販売等の部門のために使用される部分は対象外

申請手続と認定要件

群馬県 (地域再生計画)



事業者 (地方活力向上地域等特

定業務施設整備計画)

計画認定期限 対象施設の 着工前

【主な認定要件】

- ・対象施設を新設・増設・賃貸・既存施設の用途変更により実施すること。
- ・群馬県地域再生計画で設定された区域内における整備計画であること。
- ・2026年3月31日までに県から計画認定を受けること。
- ・2031年3月31日までに事業を終える計画であること。
- ・事業計画に起因して従業員数が増減する全事業所において、本社機能業務に従事する従業員数が5名(中小企業は1名)増加すること。

【問合せ先及び申請書の提出先】

群馬県 産業経済部

未来投資・デジタル産業課

電話:027-226-3317

メール: miraitoushi@pref.gunma.lg.jp

【制度に関する問合せ先】

○地方拠点強化税制

内閣府地方創生推進事務局(経済産業省内)

電話:03-3501-1697

○雇用促進税制

内閣府地方創生推進事務局(厚生労働省内)

電話:03-3502-6770